



ビューローベリタス広島事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

—INDEX—

【トピックス】

- ◆ [「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」ガイドライン発表](#)
- ◆ [性能向上計画認定制度について](#)
- ◆ [BV MAGAZINE 3 OCTOBER 2023](#)
 - ・ [建築基準適合性判定資格者制度の改正について](#)
 - ・ [東京都の屋外広告物条例～対象となる広告物の基準・条件を解説～](#)
- ◆ [省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）](#)
- ◆ 【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載
免震建築物の審査 《[法的な変遷と免震建築物の設計法](#)》《[免震建築物の構造計算フロー](#)》
- ◆ [建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.47 | 病院・診療所 | 病院・診療所の進入口を理解するポン！](#)

【最新情報（法令・地域条例）】

＜地域条例等＞

- ◆ 広島県/土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除及び指定について
- ◆ 広島県/急傾斜地崩壊危険区域の指定について

▼広島事務所からヒトコト

- ◆ 営業 稲田

【インフォメーション】

- ◆ [建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介](#)
- ◆ [建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です](#)
- ◆ [技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介](#)

トピックス

「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」ガイドライン発表

2050 年カーボンニュートラル、2030 年温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）の実現に向けて、2022 年 6 月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能の表示について制度が強化されました。

これを受けて、改正法に基づく表示ルール、制度の施行に向けた表示の促進方策として「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」が 2024 年 4 月 1 日より施行されます。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/230725.html

性能向上計画認定制度について

性能向上計画認定制度は省エネ性能の向上に資する建築物の新築または増築、改築、修繕、模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置・改修を対象とし、その計画が誘導基準に適合している場合、建設地の所管行政庁によ

る認定（性能向上計画認定）を受けることができる制度です。性能向上計画認定を取得すると容積率特例などのメリットを受けることができます。

令和4年10月1日の建築物省エネ法の改正により評価基準に一部改正があり、より利用しやすくなりました。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/231020_02.html

BV MAGAZINE 3 OCTOBER 2023

[BV MAGAZINE 最新号](#)に下記記事が掲載されました。

- ・ 建築基準適合性判定資格者制度の改正について
<https://www.bureauveritas.jp/magazine/231003/007>
- ・ 東京都の屋外広告物条例～対象となる広告物の基準・条件を解説～
<https://www.bureauveritas.jp/magazine/231003/002>

省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

[省エネ適合性判定業務](#)の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

■業務内容

省エネ適合性判定業務の全部または一部を委託。

（建築・設備図等を元に作成された省エネ計画の中身を確認し、計算結果を判定）

■勤務地

リモートワーク（在宅やご自身のオフィスで審査）

■応募方法

下記ウェブサイトより応募ください。

URL:<https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

■お問合せ先

電話：[03-5577-8382](tel:03-5577-8382) メール：bec.jp@bureauveritas.com

【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載

2006 年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「免震建築物の審査」、「限界耐力計算」、の 3 つの分野に展開し、2022 年 11 月より連載コラムとして掲載しております。今回は「[法的な変遷と免震建築物の設計法](#)」と「[免震建築物の構造計算フロー](#)」の記事をご紹介します。

- 免震建築物の審査 《法的な変遷と免震建築物の設計法》
https://www.bvjc.com/column/column_007.html
- 免震建築物の審査 《免震建築物の構造計算フロー》
https://www.bvjc.com/column/column_008.html

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.47 | 病院・診療所 | 病院・診療所の進入口を理解するポン！

建築のプロに必要な不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023 年 11 月号（2023 年 10 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/231020.html>

最新情報（法令・地域条例）

●広島県/土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除及び指定について

下記広島県のウェブサイトで指定内容が公開されています。

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/keikaikuiki20230824.html>

・お問い合わせ先

広島県 建築課 構造審査グループ

TEL: 082-513-4159

●広島県/急傾斜地崩壊危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）第 3 条の規定により指定されました。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されました。

庄原市 口和町 金田 本谷地区

・お問い合わせ先

広島県 建築課 構造審査グループ

TEL: 082-513-4159

広島事務所からヒトコト

最近広島でも、外国人の観光客が目立つようになってまいりました。原爆から復興した街というイメージで訪れている方が多いでしょうが、現在はその痕跡はなく、原爆ドームや原爆資料館で原爆の恐ろしさを感じ、平和のありがたさに思いをはせていただければ有難いと思います。

忙しくなる年末にむけて、事前相談承っております、お気軽にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

営業 稲田

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は**年間 12,000 件***の検査を実施しております。* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です

- ・第 12 条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
- ・手に負えない規模や、遠方エリア案件があるためお断りしている
- ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある

→お問い合わせはこちら

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・URL 先等は 2023 年 10 月 24 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
広島事務所

〒730-0021 広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 2F

MAIL:ctcbca.hrs@bureauveritas.com

TEL:[082-543-6000](tel:082-543-6000) FAX:082-541-2771

URL:[Bureau Veritas Japan](https://bureauveritas.com/japan)|[建築確認](#)

(C)2023 Bureau Veritas Japan